

函館市土地利用調整会議要綱

(設置)

第1条 市の良好な地域環境の形成を図るための土地利用等について協議するため、土地利用調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、市の区域の良好な地域環境の形成に関し、次の事項を協議するものとする。

- (1) 自然環境の保全に関する事項
- (2) 土地利用に関する事項
- (3) 生活環境および景観の保全に関する事項
- (4) その他良好な地域環境の形成に関し必要な事項

(構成)

第3条 調整会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

(議長)

第4条 調整会議の議長は、都市建設部担当副市長をもって充てる。
2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(招集)

第5条 調整会議は、必要に応じ議長が招集する。

(関係職員の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、調整会議に、第3条に定める者以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 第2条に規定する協議事項について調査検討を行わせるため、調整会議に別表2に掲げる職にある者をもって構成する検討部会を設置する。

(検討部会長)

第8条 検討部会に、検討部会長を置く。

- 2 検討部会長は、議長が指名する者をもって充てる。
- 3 検討部会長は、必要があると認めるときは、検討部に、第7条に定める者以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(専門部会)

第8条の2 専門的事項の検討を行うため、検討部に専門部会を置く。

- 2 専門部会の部会長は検討部会長が兼務する。
- 3 専門部会の構成員は検討部の構成員の中から検討部会長が指名する。
- 4 専門部会の部会長は、必要があると認めるときは、専門部に、前項に定める者以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。
- 5 専門部に副部会長を置く。
- 6 副部会長は専門部会長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第9条 調整会議の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成7年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条關係）

副市長，企画部長，保健福祉部長，保健所長，環境部長，經濟部長，農林水産部長，土木部長，都市建設部長，戸井支所長，恵山支所長，椴法華支所長，南茅部支所長，消防長，教育委員会生涯学習部長，農業委員会事務局長，企業局上下水道部長

別表 2（第 7 条關係）

企画部計画推進室計画調整課長，保健福祉部地域福祉課長，保健所地域保健課長，保健所生活衛生課長，環境部環境推進課長，環境部環境対策課長，經濟部商業振興課長，經濟部工業振興課長，農林水産部水産課長，農林水産部農務課長，農林水産部農林整備課長，土木部用地管理課長，土木部施設管理課長，土木部道路建設課長，土木部公園河川整備課長，土木部維持課長，都市建設部景觀政策担当課長，都市建設部都市計画課長，都市建設部都市整備課長，都市建設部建築行政課長，戸井支所地域振興課長，恵山支所地域振興課長，椴法華支所地域振興課長，南茅部支所地域振興課長，消防本部警防課長，消防本部予防課長，教育委員会生涯学習部施設課長，農業委員会事務局農地課長，企業局上下水道部管路整備室計画・管路担当課長，企業局上下水道部管路整備室維持管理担当課長，企業局上下水道部浄水課長